

発行所(郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集者 中嶋 博
 責任者
 印刷所 関東図書株式会社
 定価200円(年間購読料参千円)
 1987年11月25日発行
 第19巻 第11号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 19 No. 11

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No.781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan.

スウェーデンの教育・文化および マスメディア政策

ーベント・ヨーランソン文化大臣講演要旨ー

A Public Lecture on "Swedish Education, Culture and Mass Media Policy"
 by H. E. Minister, Bengt Göransson

現代のスκανジナビア文化を日本に紹介する北欧5ヶ国の行事 SCANDINAVIA TODAY に因んで来日されたスウェーデンの文化大臣ベント・ヨーランソン閣下による講演会が、スウェーデン社会研究所主催、スウェーデン大使館後援により、去る10月13日、東海倶楽部にて開催された。以下はその講演の要旨である。

大臣はまず、スウェーデン政府による教育・文化・マスメディア政策の原則は、歴史的にみて、大衆運動を背景とした正義・平等を求める人々の要求が、現在のスウェーデン社会を形成、発達させて来たことと云われ、また、国土に対して人口の希薄な状況の中で、すべての人々に等しく生活水準を保障するため必要とされる特別な努力が、各政策に反映されているとし、各政策の原則および目標について次のように説明された。

教育政策において、義務教育は、地理的経済的障壁を乗り越え、すべての人に等しく教育機会を提供することに成功したが、現在の重要目標は、学校は各人の適性に応じた発達への機会と将来の生活に必要な能力や技能を提供することである。

次に、マスメディア政策については、その目標は、(1)すべての人への利用可能なサービスの提供、(2)公平なニュース・情報の提供、(3)表現の自由の保障、(4)国の文化の振興、(5)マイノリティ集団のための番組提供、であり、これらの目標達成を促進する上でも、またメディアの商業化がもたらす問題点に鑑みても、メディアの公共事業性は

重要である。

文化政策においては、その支援は、文化創造につながるあらゆる分野での芸術的活動に優先順位が与えられ、また平等の概念に基づくその政策は、各地域での文化施設や図書館の充実として具現化されている。

そして最後に大臣は、再度、スウェーデンの政治の原則は平等と正義であり、この原則の実現が各政策のめざすところのものであると述べられ、また、平等は生産的な財産であり、すべての人が能力を発達させ公共への価値ある貢献を可能とするのは、すべて人が国の文化・社会政策に平等に参加できる時においてのみであると締め括られた。

この講話に対し、元文化庁長官の国立教育研究所鈴木勲所長ほかの熱心な質問があったが、それらにいずれも丁寧な応答をされ、誠に有意義な講演会であった。

目次

スウェーデンの教育・文化およびマスメディア政策	
ースウェーデン文化大臣講演要旨	1
スκανジナビア・ツデー開幕	2
社会福祉以前のスウェーデン	福本一朗 2
スウェーデンで子どもをうんでみるの記	
	三瓶恵子 4
SIP ニュース	6
(寄贈図書を紹介) スウェーデンの社会保障	
	6

『スカンジナビア・トゥディ』 “Scandinavia Today”

— スウェーデン国カール16世グスタブ国王陛下を御迎えして開幕さる —

去る11月1日(日)午後3時からNHKホールにおいて、スウェーデン国、カール16世グスタブ国王陛下およびデンマーク国、フレデリック皇太子殿下の御臨席を仰ぎ、『スカンジナビア・トゥディ』が開幕され、記念特別コンサートが開催された。

なお、当日引続き午後7時からホテル・オークラにおいて行われたレセプションに招かれ出席した当研究所西村光夫理事長は、研究所を代表してスウェーデン国王陛下に歓迎の御挨拶を申し上げたことであった。

社会福祉以前のスウェーデン

— Sverige före välfärden. —

留学生 福本 一朗

Dr. Ichiro Fukumoto

1. はじめに — 「ローマは一日にしてならず。」この5年間の私の印象によると、スウェーデンに留学されている先生方は大きく2種類に分けられるようだ。一方は、日本のより優れている点を強く意識され、決して少なくはないスウェーデン社会の欠陥を見出して、「スウェーデンも噂ほどではないし、日本もまんざらではない。」と安心される先生方。他方は、日本から時たま送られてくる新聞や雑誌をみる度に、日本の福祉的・政治的後進国性に「憂国」の想いに捕われ溜め息ばかりをついている人々。同じ社会に住んでも正反対の印象なのは驚くほどで、時にはまったく話が噛み合わないこともある。しかし、両者ともスウェーデンが高福祉国家であると認めることでは、ほとんど例外なく一致している。この高福祉システムがどの様に出来上がってきたかは、一医学研究徒にすぎぬ私にも興味がある。それはひとつには貧しい人々の救済は、病気の人々や身障者の人々の救済と共に始まり、この国の病院は16世紀初頭以来病人・身障者だけでなく孤児や老人をも救済してきたという歴史があるからである。ここでは移民新聞(På lättsvenska 1985:13)の特集(Tyggarpass och fattigauktion)を中心にスウェーデンの福祉前史を紹介したい。

2. 銅の時代 — 「貧困は罪」

13世紀の法律によると貧乏で生活出来ぬ人々は血縁者が世話する義務があり、子供を扶養しない親達は罰せられたという。世話をしてくれる肉親の

いない貧乏人・身障者・病人は村々を巡り歩き、裕福な農民達に食事と一夜の宿を乞うた。教会や修道院も貧者や病人の面倒を見た。16世紀のグスタフ・パーサ王の時代になると、乞食は禁止され、国立の病院(sjukhus)や自治体の救貧小屋(fattigtugor)が設置され、働けない病人・身障者・老人・孤児達の面倒を見るのが定められた。救貧小屋では男部屋と女子供部屋がもうけられ、維持費用は常に最低に押えられた。しかしそれでも自治体は十分な救貧小屋を作るだけの予算がなかったのも、苦肉の策として「乞食許可証(tiggarpass)」を発行した。17世紀になると乞食は自分の地区に留まらねばならないという法律ができ、貧者の移動を禁じた。1806年にはイエテボリ市は、50歳以上で文無しの人、身障者、子だくさんの失業者の市内への移住を禁止した。乞食は社会秩序を乱すと考えた政府は、1847年の法改正で、乞食を再び禁止した。又同時に「人は皆働く義務がある。」という法律を作り、失業者を再就職するまで刑務所にいれることができるようになった。この時代には、貧しいということは「罪」と見なされ、富裕者・支配者の自己防衛のためだけの貧者救済であったといえよう。

3. 鉄の時代 — 「働かざる者食うべからず」

1842年には既に、政府は国を横断するイェータ運河と刑務所建設事業による雇用機会を作り出し、乞食と失業者対策を開始していた。1870年から世紀末にかけて、工業化の進展と共に、工場労働者

も80万人と急激に増加した。国内には鉄鋼産業・木材産業・製紙業・ガラス産業が発展し、それらの企業は労働者を急激に必要とするようになった。農村の失業者は都市に流入し、安価な労働力となった。都市の住宅は不足し一部屋に数家族が住むことも希ではなく、労働時間は17-18時間に達し、乏しい安全設備は工場事故を多発せし、小さな子供達でさえその例外ではなかった。児童労働委員会は1877年に既に警告を発している。「児童は企業にとっては安価な労働力かもしれないが、同時に未来の労働者達であり、過重労働は子供達の生育を妨げ、ひよわな労働者を作り出し、ひいては社会の医療費を増大させることになる。」このような工業化社会で、職を持たない貧しい人々を救うため、自治体は「貧者競売 (fattigauktion)」と言われるいかにもスウェーデン的な一種の「奴隷市」を開いた。それは、労働可能な貧しい人々を「競売」にかけ、自治体からのもっとも少ない経済的な援助でその人々の面倒をみる事ができる富裕な人に「売り渡す」システムである。「買い手」はその人々を極安な労働力として用いることができ、また「売られた」人々は家族のための収入を得ることが出来るというわけである。多くの失業者の子供達が、こうして金持ち達に「売られ」ていった。ストックホルムの北欧博物館には、貧者競売に連れて行かれる3歳ぐらいの女児の合成写真が展示されている。藁葺きの農家の玄関に母親らしい人が不安そうな顔で立ち、山高帽・マントの紳士との間には、キョトンとした顔の女の子が裸足で立たずんでいる。貧者競売は1918年の法律で禁止されるまで続いた。有名な「クリスマスの平安 (julfrid)」という小説には、貧しい人々の子供達にクリスマスの晴れ着を送る金持ち達の自己満足的な慈善ショウが、傷付きやすい少年の目を通して描かれている。この時代には、貧しさは「怠惰」の結果と見なされ、貧者救済は富裕階級の「慈善」であり、貧者は只それを有り難く感謝していただくべきものとされた。

4. 銀の時代 — 「慈善」から「福祉へ」

19世紀末には社会不安が高まり、保守党は種々の社会改革で乗り切ろうと努めた。1884年から労働災害保障と労働者年金が国会で既に議論され始め、1910年には疾病手当法・1913年には一般国民年金法が制定されている。1889年には労働者階級の力で社会改革を行なおうとする社民党が結成され、初代党首ヤルマール・ブランティングは1896

年に既に国会議員となり、1920年には首相となっている。この頃には婦人は家庭に留まり、子供は学校に行く現代的な生活が定着し、労働者達は政府と教会の反対にもかかわらず「より高品質」な子供を少数持ちたいと望むようになった。人口千人当たりの子供数は1930年までの30年間に27人から15人に激減した。将来の労働力不足への危機感から、「子供は社会の財産」との考えが広まり出した。また精神傷害者は子供を持つべきではないと考えられ、育児能力のない両親は子供を取り上げられて政府の手によって孤児院 (fosterhem) に入れられるようになった。社会の弱者救済は「慈善」ではなく、社会が当然なすべき「任務」だとの考えが定着し、社会は人々を「生存」させるだけでなく「自活」出来るようにさせるべきだと考えられるようになった。年金と疾病保障はすべての人々が平等に有する権利とさせるようになった。

5. 金の時代 — 「永遠の福祉への試み」

1939年には婦人が結婚・出産しても職を保持出来るという法律ができ、40年代には児童クラブと保育園が整備され、また1948年には一般児童手当法が制定されて、児童数の減少によりやく歯止めをかけることが出来るようになった。1950年代になると、賃金・住宅・教育・年金・両親休暇など数多くの改良が行なわれた。今では「福祉」は、「貧しい人々」のためのものだけでなく、「国民全体」のものとなり、医療・失業・疾病・児童・年金などの社会福祉の恩恵に浴しないスウェーデン人はほとんど皆無である。また種々の社会保障を得る手続きも電話と郵便だけで済ませることができ、審査自体も日本に比べると極めて緩い。また役人自身が手続きを可能なかぎり簡単にまたやりやすくしてくれる。その理由を社会福祉局の職員に尋ねたことがある。その答えは「門を狭めれば確かにそれだけ不正受給は減らせるだろう。しかしそれによって1人の本当に援助が必要な人が締め出されるかも知れない。我々はそれを恐れる。」それでも人々はいう、「まだ多くの人不安を感じている。もっと良い社会福祉が出来るはずだ。」その恩恵の大部分はスウェーデン国民のみでなく、私共のような「寄留の外国人」にも及ぼされている。祖国日本の「寄留の外国人」に対する態度と考えあわせると私はまた溜め息をつくしかないのである。

6. 終わりに — 「日本国民の福祉」

スウェーデンに1918年 (大正7年) まで「貧者競

売」制度があったということを知った私は、「スウェーデンの福祉は決して初めからあったものでも人から与えられたものでもない、国民がその努力と優れた政治的・社会的良識で1世紀以上も時間をかけて作り上げてきたものだ」と強く感じた。スウェーデンが国教としているキリスト教の聖書に次の一節がある。「主よ、いつ私達は、あなたが空腹であるのを見て食物を恵み、渇いているのを見て飲ませましたか。何時あなたが旅人であるのを見て宿を貸し、裸なのを見て着せましたか。又、何時あなたが病気をし、獄にいるのを見て、あなたのところに参りましたか。」すると王

は答えて言うであろう。「あなた方によく言うておく。私の兄弟であるこれらの最も小さい人の一人にしたのは、すなはち、私にしたのである。」(マタイ福音書25:38-40)福祉をまだ仏教的な「慈悲による施し」と考える人々が大多数で、寝たきり老人の家族だけによる看護は当然と考え、住宅・子弟の教育・病気・老後の不安の絶えない我が日本の「銀の時代」は何時のことであろうか。我々は次の世代にどのような社会福祉システムを残しうるのであろうか。我々がスウェーデンより学ぶことは誠に多い。(1987.8)

〈Göteborg 通信〉

スウェーデンで子どもを生んでみるの記

Childbirth in Sweden

会員 三瓶 恵子

Ms. Keiko Kjellsson-Sampe

私事になりますが、去る2月に子どもがうまれました。もう数か月もたってしまったので記憶が薄れたところもありますが、スウェーデンにおける妊娠・出産・育児のケアの制度について私の体験を書いてみたいと思います。

まず妊娠についてですが、そのテストには駅の売店で売っている試験薬(約70クローナ≒1600円)で自分でためす方法、薬局で尿検査してもらう方法(約30クローナ≒700円)、後述する母親ケアセンター Mödervårdscentralen で検査する方法(無料)があります。それらのテストで妊娠していることが確実にになったら、地域の母親ケアセンターに登録に行きます。そこでは地域をさらに分けてある地域を専用うけもつ助産婦 Barnmorska さんに出産まで毎回面接するようになります。妊娠の記録表(母子手帳にあたるもの)には家族の職業や居住状態(部屋数)等も記されます。医師による診断は登録してすぐ(大体妊娠3、4ヵ月)と出産間際(同9~10ヵ月)および産後1~2ヵ月目の計3回しかなく、あとはすべて助産婦さんがめんどろをみます。母親ケアセンターには妊娠前期は1ヵ月に1度、中期は2週間に1度、9~10ヵ月に入ると1週間に1度行くようになります。尿検査、血液検査、血圧・体重・子宮底測定などをしますが、体重などは服を着たまま、靴をはいたまま、ずいぶん“適当”なんだなど

思いました。母親ケアセンターでは“親学級” föräldrautbildning もひらかれています。これは担当の助産婦さんが適当な時期に自分がうけもつ何人かの産婦を集めて5~6回(1週間1回夕方6時から1時間半程度)講習をするものです。出産のしくみを模型を使って説明したり、ラマーズ法の呼吸訓練をしたり、時には保険局からの派遣員が育児休暇 föräldraledighet と“親手当” föräldrapenning についての説明をしたりします。私が出席したグループでは、産婦は毎回5~6人でしたが、一人を除いて他はみな夫(又は同棲者)が同伴していて助産婦さんも夫同伴・夫の出産たちあいを前提に話をすすめていくので、“頭の固い、古い”夫をもったその一人ぼっちの産婦さんがちょっとかわいそうでした。不運にも私の場合は冬休みで“親学級”のスタートがおくれたことと予定より3週間早く出産したので、全部の内容を学ばずに後で少し苦勞しました。

次に出産ですが、出産は病院でします。自宅での出産が不可能であるわけではないのですが、実際には危険をおそれて自宅分娩にたちあう助産婦さんがいないので100パーセント近くの病院で出産がおこなわれます。母親ケアセンターにある妊娠の記録は産婦の手元にも同じものがあって、それを入院する時に提出します。出産の記録は1通は病院に、もう1通は母親ケアセンターに保管され

ます。スウェーデンの病院では産科に限らず患者はすべて病院の“入院着”を着ます。男女兼用の白い大きな、ひざ丈くらいのシャツのようなものです。産科の場合は下着、ガウン等も借りられます。タオルや生理用品等も備えつけられているので家からもっていくのは洗面用具とスリッパくらいなものです。食事もちろん出されて、結局出産にかかる費用は入院している間の滞在費（食事・ベッド代の名目で一日につき30クローナ≒700円だけで）、普通5日くらいで退院しますから3500円ほどのみです。分娩室は個室で、夫がたちあえるよういすやベッドも用意されています。

出産がすむと1人～4人部屋（その時の病院のこみ具合、産婦の状態等によって適当に部屋わりされます）に移ります。赤ん坊は車つきのプラスチックの箱のようなものに入れられていて、自分のベッドの横においておいてもいいし、ナース・ステーションわきの“赤ん坊の部屋”においておくことができます。夜はすべての赤ん坊が“赤ん坊の部屋”で寝ます。赤ん坊の服も病院そなえつけのものを借ります。おむつは紙おむつで、それも自由に何枚でも使えます。スウェーデンでも昔は布のおむつだったそうですが、今ではほとんど紙おむつになっています。テープつき、ワンタッチすべて使いすてのタイプは便利ですが少々高く、慣れてくると洗濯のきくビニールの簡易おむつカバーのようなものとナプキン型の紙おむつを組みあわせて使います。計算すると1回10円少々ですみます（ワンタッチ使いすてタイプは2～3倍）。

現在は母乳育児が奨励されています。また余分に母乳が出る人は病院に1リットルにつき75クローナ≒1700円くらいでそれを売ることができます。

退院するとすぐ地域の児童ケアセンター *Barnvårdscentralen* に登録します。最初の1ヵ月は1週間に1度、2ヵ月目は2週間に1度、それ以後は1ヵ月に1度児童ケアセンターへ行き、体重・身長・頭囲測定をうけ、小児科看護婦 *barnmorska* に会います。予防注射や医師による検診もそこでおこなわれます。

出産の際、夫（又は同棲者）は妻が入院した日から60日以内に10日間の父親休暇 *pappaledighet* をとることができます。ウチの場合は退院してから2週間（土、日をはずして10日間）とり、その後私が育児休暇をとって、3ヵ月目からから5ヵ月目までは夫が育児休暇をとるようにしました。退院してから2週間夫とともに育児、家事等を分

担できたので、他に誰も手伝いをたのまずにきりぬけることができました。この10日間の父親休暇というのは大変貴重だと思います。私の夫の場合は国家公務員なので（日本と同様公務員は給料は安いけれども休暇はとりやすいという傾向があります）、父親休暇のあと3ヵ月もまとめて育児休暇をとりましたが、私企業につとめている父親達は結局この10日間の父親休暇をとるのが精いっぱいのです。

しかし問題はこれからで、この地域では保育所には少なくとも3年待たないと入れないので、秋からはプライベートの子守りをさがさねばなりません。まったく頭が痛いことです。保育所に入れば、その費用はウチの場合1ヵ月1000クローナ≒23000円程度ですみますが（保育料は各市で親の収入に応じて決められます）、プライベートの子守りをたのむ場合は大体その2.5倍くらいかかるのではないかと思います。その子守りも本来ならば雇う方は雇用主税、社会税を払い、雇われる方は所得税を払わねばならないのですが、税金地獄のスウェーデンでもことこのプライベートの子守りに関しては“手から手へ払う”のを黙認しているようです。1ヵ月485クローナ≒11000円の児童手当 *barnbidrag* が支給されますがとてもたりるものではありません。

スウェーデンの妊娠、出産のケアは、最新の医療機器を使用するものの、本来はおおらかというか“自然流”をよしとするように思えます。病院と母親ケアセンターの間の分業や医師と助産婦の間の分業もしっかりしていて、超音波で胎児のようすをみる機械等も病院にのみ備えつけられていて、そこに必要な時に使用しにいくようになっていきます。多分ずいぶん高価な機械なのでしょうからそういう分業によって不必要な出費をおさえているのでしょう。妊娠、出産に関して個人が支払う費用は上に書いたようにたったの3500円程度！それも最近では出生率の低下を少しでもふせぐためにその入院中の滞在費すらタダにせよという議論が起きています。問題はそこにあるのではなくて、保育所の数がたりないことにあると私は思うのですが。

ともあれスウェーデンでの出産（日本での出産はまだ経験したことがないのですけれど）はとてもおもしろい体験でした。ウチの子どもは母親が日本人、父親がスウェーデン人なので二重国籍もっています。彼が成人した時にはたしてどちらの国を選ぶのか興味深いことです。（1987. 6月）

〈SIP ニュース〉

国連総会における外相演説：第2回世界人間環境会議主催に意欲

先の国連総会でスウェーデンの外相ステン・アンデション (Sten Andersson) の行なった演説骨子、次の通り。

「スウェーデンは、もしも、それが多くの国に共通の願いであるならば、1992年度の人間環境に関する第2回世界会議の主催国を勤める用意がある。因みに、同会議はノルウェーの首相グルー・ハーレム・ブルントラン (Gro Harlem Brundtland) を委員長とする環境と開発に関する世界委員会によって提案されたもので、1972年度の第1回会議の主催国がスウェーデンであった。

第2回会議の主眼は、危険を査定し、支持できる開発を保証する活動プログラムに合意するために、1972年来の開発を再検討することに置くべきである。また、各国政府はこの分野の自国の政策を再検討する必要がある。スウェーデンでは既にこのプロセスが取り入れられており、長期的で先を見越した天然資源の管理及び環境保護が、我国の国際開発協力のための五つの目標の一つにかかげられる見込みである。

南ア問題に関してスウェーデンは、安全保障理事会が未だにその人種差別政策に対する効果的かつ強制的な制裁措置に関する決定を下せないでいることに失望を感じるものである。よって、スウェーデン並びに他の北欧諸国は、この種の決定が下されるまで、事前の片務的措置を延長すると共に、南アとナミビアとの貿易の全面的禁止に踏み切った。

国際状況に関しては、我国はソ連のアフガニスタン侵攻と米の中米の紛争への介入を断固非難するものである。また、スウェーデン政府は、国連事務総長のイ・イ戦争終結への努力の再開を支持している。

最後に、スウェーデンは、中距離核兵器の撤去に関する米ソ間の合意を歓迎するものである。ただし、これらの軍縮政策が他の分野の兵器の増強に結びつくのであれば、それは重大な逆行意外の何者でもない。」

スウェーデンの法律セミナーで研究された国際テロリズム

10月1日～3日にかけて、欧州法科学学生連盟 (ELSA) の地方支部の後援の下に、 Lund 大学において、国際テロリズムに関するセミナーが開かれた。主催者によると、同イベントはテロリズムの純粹に法学上の様相を検証することに限定され、通常、学部の履習課程では踏みこまないような問題を研究するという ELSA の希望を反映して開かれたものだという。

同セミナーで演説を行なった国際テロの専門家には次のような人々がいた。エグゼター大学のリチャード・クラッターバック博士 (Dr. Richard Clutterbuck) — 彼は陸軍少将で、テロと戦かうのに政府がとりうる方策に関して講演した。スウェーデン外務省のヴィダール・ヘルネシュ (Vidar Hellners) 大使 — いかにして国家が、国際テロに関して中立を保ちうるかについて討議した。ニューヨーク州立大のヨナ・アレクサンダー教授 (Professor Yonah Alexander) — 恐喝のために原子力発電所や核兵器を使うテロリスト達の潜在的危険について講演。ロンドンのイングリッド・デッター・ド・リュビス教授 (Professor Ingrid Detter de Lupis) — 人質と彼らの法的地位に関する問題について講演した。ピーター・ノーベル (Peter Nobel) — スウェーデンの人種差別オンブズマンで欧州人権財団のメンバー。人権がテロの疑いをかけられた人に保証されるかどうかといった問題をとりあげた。

寄贈図書を紹介

スウェーデンの社会保障

社会保障研究所 編

本書は、スウェーデンの福祉制度の基盤となる経済、労働、行財政、地方自治を含め、所得保障、医療保障、社会福祉サービスなどの仕組みを総合的に検討したものであって、わが国の社会保障の在り方に関する貴重な資料である。主査の丸尾直美当研究所理事のほか当研究所の小野寺百合子顧問、飯野靖四理事ほかの方々専門分野に関し執筆されている。

- (内容概要) 第一部 スウェーデンの社会保障の背景
第二部 所得保障
第三部 医療保障と社会サービス
まとめ スウェーデンの福祉政策の特質

(出版元) 財団法人 東京大学出版会 (電話03-811-8814)